

## 入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
1の項～5の項 略			1の項～5の項 略		
6 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号） に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの				
7の項 略			6の項 略		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	入間市子ども医療費の支給に関する条例の規定による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は社会保険各法の規定による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの	1 市長	入間市子ども医療費の支給に関する条例の規定による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は社会保険各法の規定による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法 の 規定による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの			生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2の項～5の項 略			2の項～5の項 略		
6 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報であって規則で定めるもの			